

## 道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する支援要領

### (目的)

第1条 本要領は、道路施設のメンテナンスサイクルを管理する県内市町村の建設行政を支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務（以下「計画策定・更新業務」という。）とは、市町村が管理する道路施設の維持管理について、これまでの点検結果などから対象施設の管理方針を検討し長寿命化に向けた計画を策定・更新する業務である。

### (業務の依頼)

第3条 計画策定・更新業務を依頼しようとする市町村は、業務依頼書（別記様式1）により依頼するものとする。

### (第三者への委託)

第4条 センターは、計画策定・更新業務の一部をコンサルタント会社（以下「委託業者」という。）へ委託するものとし、委託業者の選定及び契約にあたっては、群馬県財務規則に則って行うものとする。

2 センターは、委託業者と契約したときは、遅延なく、委託業者名、落札率、一括した市町村数を委託事項通知書（別記様式3）により市町村へ通知する。

### (業務の範囲)

第5条 センターが行う業務の範囲は次に定める発注業務の代行と技術的支援とする。

2 発注業務の代行の内容は、次の業務とする。

(1) 基準や要領等を満たす設計書の作成

(2) 委託業者との入札及び契約

3 技術的支援の内容は、次の業務とする。

(1) 委託業者が実施する計画策定・更新業務の管理

(2) 委託業者が行った計画策定・更新業務の検収及び技術的検討

### (業務の確定)

第6条 依頼を受けたセンターは、費用負担額を積算し、市町村へ業務受諾書（別記様式2）を提出する。

(契約方法)

第7条 市町村とセンターは、「道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する協定書（別紙－1）」を締結し契約する。

(費用負担額)

第8条 市町村がセンターに支払う費用負担額は、次に定める計画策定・更新費用と品質管理費の合計額とする。

費用負担額＝計画策定・更新費用＋品質管理費

- 2 計画策定・更新費用とは、センターと委託業者との業務委託料とする。
- 3 品質管理費とは、発注業務の代行及び技術的支援に要する経費とし、センターが定めた道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務の品質管理費の積算基準に関する要領(案)に基づき算出した額とする。

(費用負担額の変更)

第9条 センターが業者に委託した場合は、前条第1項の費用負担額は、次に定める計画策定・更新費用と品質管理費の合計額に変更するものとする。

- 2 計画策定・更新費用については、設計等の変更に伴い算出した、変更業務委託料とする。
- 3 品質管理費については、前条第3項で算出した品質管理費額とする。
- 4 費用負担額の変更は、センターが積算し「道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する協定書（変更）（別紙－2）」をもって確定するものとする。

(業務主任技術者)

第10条 センターは、発注した計画策定・更新業務の監理・監督を行う業務主任技術者を選任し、業務主任技術者届（別記様式4）により市町村へ通知する。

(成果品)

第11条 センターは、業務成果として、契約期日までに報告書を市町村へ提出する。

報告書	1部
電子データ	1式

(完了報告及び検査)

第12条 センターは、業務が完了したときは、遅滞なく別に定める業務完了届（別記様式6）に成果品等を添えて市町村に提出するものとし、市町村は、完了検査を行うものとする。

- 2 センターは、前項の検査結果において、市町村が不合格であると認めるときは、直ちに市町村の指示に従い、対応するものとする。

(支払い)

第13条 市町村は、協定書で定めた費用負担額を別に定める支払計画書に基づき、センターに納入するものとする。(別記様式5 第1回支払金請求書)

- 2 センターは、前条第1項の完了検査後に、支払計画書の最終支払請求額を市町村に請求するものとする。(別記様式7 負担金請求書)

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

(別紙－ 1)

## 道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する協定書

市町村（以下「甲」という。）と公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「乙」という。）とは、甲が管理する道路施設の長寿命化修繕計画の策定・更新に関して次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 本協定は、甲が管理する道路施設の長寿命化を図るため、長寿命化修繕計画の策定・更新業務（以下「計画策定・更新業務」という。）について、発注業務の代行及び技術的検討を乙が支援するものである。

(協定の件名)

第2条 市町村の件名は、「」とする。

(第三者への委託)

第3条 乙は、計画策定・更新業務の一部をコンサルタント会社（以下「委託業者」という。）へ委託するものとし、委託業者の選定及び契約にあたっては、群馬県財務規則に則って行うものとする。

2 乙は、委託業者と契約したときは、遅延なく、書面により甲へ通知する。

(業務の範囲)

第4条 センターが行う業務の範囲は次に定める発注業務の代行と技術的支援とする。

2 発注業務の代行の内容は、次の業務とする。

- (1) 基準や要領等を満たす設計書の作成
- (2) 委託業者との入札及び契約

3 技術的支援の内容は、次の業務とする。

- (1) 委託業者が実施する計画策定・更新業務の管理
- (2) 委託業者が行った計画策定・更新業務の検収及び技術的検討

(相互協力)

第5条 甲及び乙は、計画策定・更新業務の実施について相互に協力するものとする。

(協定の期間)

第6条 本協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(費用負担額)

第7条 甲は、乙が本業務の実施に要する費用負担額として、金  円  
(うち消費税及び地方消費税  円) を負担する。

(費用負担額の算出)

第8条 甲が乙に支払う費用負担額は、次に定める計画策定・更新費用と品質管理費の合計額とする。

費用負担額＝計画策定・更新費用＋品質管理費

- 2 計画策定・更新費用とは、乙と委託業者との業務委託料とする。
- 3 品質管理費とは、発注業務の代行及び技術的支援に要する経費とし、乙が定めた道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務の品質管理費の積算基準に関する要領(案)に基づき算出した額とする。

(費用負担額の変更)

第9条 乙が委託業者に委託し変更が見込まれる場合は、前条第1項の費用負担額は、次に定める計画策定・更新費用と品質管理費の合計額に変更するものとする。

- 2 計画策定・更新費用については、設計等の変更に伴い算出した、変更業務委託料とする。
- 3 品質管理費については、前条第3項で算出した品質管理費額とする。
- 4 費用負担額の変更は、乙が積算し「道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する協定書(変更)(別紙-2)」をもって確定するものとする。

(業務主任技術者)

第10条 乙は、本協定の計画策定・更新業務の監理・監督を行う業務主任技術者を選任し、書面により甲へ通知する。

(透明性の確保)

第11条 甲と乙は、相互に計画策定・更新業務の実施において透明性の確保に努めるものとし、乙は、透明性を確保するために必要な資料について、甲が求めた場合は速やかに提出しなければならない。

(完了報告及び検査)

第12条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく別に定める業務完了届に成果品等を添えて甲に提出するものとし、甲は、完了検査を行うものとする。

- 2 乙は、前項の検査結果において、甲が不合格であると認めたときは、直ちに甲の指示に従うものとする。

(支払い)

第13条 甲は、第7条に定める費用負担額を別に定める支払計画書に基づき、乙に納入するものとする。

- 2 乙は、前条第1項の完了検査後に、支払計画書の最終支払請求額を甲に請求するものとする。

(財産の帰属)

第14条 本業務により生じた成果品は、甲に帰属する。

(守秘義務)

第15条 乙は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第16条 計画策定・更新業務の実施に伴い生じた損害の負担は、その原因が甲及び乙のいずれかの責に帰する場合を除き、甲及び乙は協議して処理するものとする。

(不当介入への対応)

第17条 乙は、群馬県及び甲の定める暴力団排除条例等を遵守し、計画策定・更新業務を実施する。

(協定の解除)

第18条 甲は、本協定を解除する場合は、乙に文書で通知するものとする。

(協議事項)

第19条 本協定の内容変更または、本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 前橋市大渡町一丁目10番地の7  
公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長

(別紙-2)

道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する協定書(変更)

市町村(以下「甲」という。)と公益財団法人群馬県建設技術センター(以下「乙」という。)とが締結した「道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する協定書」(以下「原協定書」という。)の一部を次のとおり変更する。

1. 原協定書第6条の協定の期間を次の変更協定の期間に改める。

1) 原協定 協定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2) 変更 協定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 原協定書第9条の費用負担額を次の変更費用負担額に改める。

1) 原協定書 費用負担額

金 円(うち消費税及び地方消費税 円)

2) 変更 費用負担額

金 円(うち消費税及び地方消費税 円)

3. 本協定書に記載なき事項については、原協定書のとおりとする。

本協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 前橋市大渡町一丁目10番地の7  
公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長

(別記様式1 業務依頼書)

令和 年 月 日

公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長

市町村長名

## 業務依頼書

道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する支援要領第3条に基づき、  
下記の業務を依頼します。

### 記

1 件 名

2 対象施設

3 依頼業務内容 (以下項目に丸を記入してください)

- |              |       |
|--------------|-------|
| 1) 新規計画の策定希望 | 有 ・ 無 |
| 2) 既存計画の更新希望 | 有 ・ 無 |

4 担当 所属 氏名

(別記様式2 業務受諾書)

令和 年 月 日

市町村 長  
様

公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長

## 業務受諾書

依頼のあった道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務について受諾します。

記

- 1 件 名
- 2 対象施設
- 3 費用負担額 別紙のとおり

令和 年 月 日

市町村 長  
様

公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長 岩下 勝則

### 委託事項通知書

道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

- 1 委託業者
- 2 業務の名称
- 3 履行期限
- 4 請負金額 円
- 5 請負比率 %
- 6 市町村数 市町村

(別記様式4 業務主任技術者届)

令和 年 月 日

市町村 長  
様

公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長

## 業務主任技術者届

道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する協定書第10条に基づき、業務主任技術者を定めたので通知します。

### 記

- 1 件 名
- 2 業務主任技術者 技術支援課

なお、監督補助業務は業務主任技術者が行い、当該業務の統括を行う  
監理主任技術者は、技術支援課 課長 が行うものとする。

# 第1回支払金請求書

令和 年 月 日

長  
様

前橋市大渡町一丁目10番地の7  
公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長

登録番号 T2070005008336

道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する協定書第13条に基づき、次のとおり第1回支払請求額を支払ってください。

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円
10%対象 円 消費税 円								
件名								
負担金額	千	百	十	万	千	百	十	円
上記負担金額の10分3の金額								
預託金融機関名	群馬銀行 県庁支店 普通預金 0293328							

(別記様式6 業務完了届)

令和 年 月 日

市町村 長  
様

公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長

## 業務完了届

道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する協定書第12条に基づき、  
業務を完了したので届けます。

### 記

- 1 件 名
- 2 対象施設
- 3 協定期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 4 業務完了日 令和 年 月 日
- 5 負担金確定額 請求書のとおり

# 負担金請求書

令和 年 月 日

市町村長  
様

受注者

住所 前橋市大渡町一丁目10番地の7  
公益財団法人群馬県建設技術センター

氏名 理事長

登録番号 T2070005008336

次のとおり、道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する協定書第13条に基づき、負担金を請求します。

請求金額		千	百	十	万	千	百	十	円
10%対象		円							円
消費税									
件名									
負担金 A		千	百	十	万	千	百	十	円
前回までの受領済金額	第1回支払請求額	千	百	十	万	千	百	十	円
計 B		千	百	十	万	千	百	十	円
精算請求金額 A-B		千	百	十	万	千	百	十	円
口座振替先		群馬銀行 県庁支店 普通預金 0293328							

